

○危害予防規程届（冷凍則）

根拠法令

- ・法第26条 冷凍則第35条

適用

- ・新たに第1種製造者になった場合（制定）
- ・第1種製造者が危害予防規程届に変更が生じた場合（変更）

必要書類

（制定時）

1. 危害予防規程届書（冷凍則様式第20）
2. 危害予防規程
3. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外が者が届出手続きを行う場合）

（変更時）

1. 危害予防規程届書
2. 変更後の危害予防規程とともに、新旧対照表等変更の内容がわかる書類を添付
3. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外が者が届出手続きを行う場合）

【危害予防規程に定めるべき事項】

- ①製造施設及び製造の方法の技術上の基準に関する事項
- ②保安管理体制及び冷凍保安責任者の職務の範囲に関する事項
- ③製造設備の安全な運転及び操作に関する事項
- ④製造施設の保安に係る巡視及び点検に関する事項
- ⑤製造施設の新増設に係る工事及び修理作業の管理に関する事項
- ⑥危険時の措置とその訓練方法に関する事項
- ⑦協力会社の作業の管理に関する事項
- ⑧この規定の周知方法及び違反した者に対する措置に関する事項
- ⑨保安に関する記録に関する事項
- ⑩この規定の作成及び変更の手続きに関する事項
- ⑪大規模な地震に係る防災及び減災対策に関すること
- ⑫その他災害発生防止に関する必要事項